指標 13.2.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 13.2.1 国連気候変動枠組条約事務局に報告されている国が決定する 貢献、長期戦略、国内適応計画及び適応報告書を有する国の数

ターゲット 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 ゴール 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

定義及び根拠

○ 定義

パリ協定が定める国が決定する貢献及び長期戦略について、それぞれ国連 気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局に報告(提出)されているか否か。

国内適応計画及び適応報告書について、拘束力の有無に関わらず、気候変動影響の被害の防止・軽減や、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全等を目的とした気候変動適応計画、及び適応報告書を有する又は国の政策に優先事項若しくはターゲットとして記載されているか否か。

〇 概念

「パリ協定」とは、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成し、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑え、1.5℃高い水準までに制限するための努力を継続することを目的とした気候変動対策のための国際的な枠組み。日本を含む190か国以上が批准している。

「国が決定する貢献」(Nationally Determined Contribution,以下NDC) とは、パリ協定の目標達成への貢献のために各締約国が掲げる目標を示した文書であり、全ての締約国はUNFCCC事務局にNDCを通報(提出)・維持し(第4条2項)、さらに5年ごとに通報(更新)することとされている(第4条9項)。

「長期戦略」とは、パリ協定の目標達成のために各締約国が立案する長期的な計画を示した文書であり、UNFCCC に通報するよう努力すべきとされている(第4条19項)。

「国内適応計画」は気候変動適応法に基づく計画であり、気候変動適応策に 関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定 めるもの。

「適応報告書」は、パリ協定第7条10に基づき各締約国が適当な場合に

提出するとされている文書(適応に関する情報)であり、自国の優先事項、 実施及び支援の必要性、計画並びに行動を含めることができるとされている。

○ 根拠及び解釈

最新データに基づき、SDG 進捗報告書の作成に先立って計画の数/状況を毎年把握しているもの。国内適応計画及び適応報告書については、それぞれ気候変動適応法及びパリ協定に基づき、策定・提出されている。

データソース及び収集方法

UNFCCC NDC 提出状況

https://www4.unfccc.int/sites/NDCStaging/Pages/All.aspx

UNFCCC 長期戦略提出状況

https://unfccc.int/process/the-paris-agreement/long-termstrategies

国内適応計画 (気候変動適応計画)

http://www.env.go.jp/earth/tekiou/1tekioukeikakuR3.pdf 適応報告書(適応に関する情報)

https://unfccc.int/sites/default/files/resource/JAPAN_adaptation_communication.pdf

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

NDC について、日本政府は 2016 年 11 月 8 日、UNFCCC に提出し、さらに 2020 年 3 月 31 日、地球温暖化対策推進本部での決定を経て、更新した NDC を提出している。

長期戦略について、日本政府は「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」として、令和元年6月11日、地球温暖化対策推進本部で了承するとともに、閣議決定を行い、同年6月26日、UNFCCCに提出している。

国内適応計画及び適応報告書について、それぞれ国内適応計画及び適応報告書が策定・提出されているため、日本は、「気候変動影響の被害の防止・軽減や、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全等を目的とした計画を持っている国」であるといえる。

○ コメントと限界

なし

データの詳細集計

なし

参考

地球温暖化対策推進本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/

気候変動適応法、気候変動適応計画

http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html

データ提供府省

環境省

関連政策府省

外務省、環境省

担当国際機関

気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局